

1年単位の変形労働時間制の導入反対！ 一人ひとりが大切にされる教育を実現するために やっぱり「せんせい ふやそう」 in 東京 9/16



9月16日、せんせい ふやそうキャンペーン実行委員会は、都内で中央集会を開催し、引き続き「せんせいふやそう」のとりくみを広げていく運動を確認すると共に、1年単位の変形労働制を許さない決意を新たにしました。集会后、上野公園までデモ行進をしました。愛教労からも2名の代表が出席しました。



【基調報告】
4月16日からスタートした「せんせい ふやそうキャンペーン」のネット署名と一筆署名は、半年を待たずして3万筆に届こうとしています。署名には、教職員の長時間労働の深刻さ・重大さを告発する数えきれないコメントが寄せられています。また、文部科学省が、「学校の働き方改革」により打ち出してきた「1年単位の変形労働時間制」の導入は、教職員の長時間過密労働を覆い隠し、教職員の抜本的な改善の根拠を見えなくするものであり、導入を阻止しようとの基調報告が吹上勇人事務局長からあり、続いてリレー形式による報告がありました。

【リレー報告】
・加藤常任弁護団代表
論議の大前提として①制度を変えたから長時間労働の実態が変わるものではない②変形労働時間制導入の本来の趣旨は労働時間の短縮であり③労働基本権が制約されたままでの導入は論外であることを明らかにしました。そして導入後は、生活サイクルへの否定的影響があること、「繁忙期」「閑散期」の区別はできないこと、現在の長時間労働を追認・助長する等の問題点を明確にしました。そして、給特法の改正は労働時間の適正な管理をおこない残業代を支払うこと。教職員定数の増加と持ち時間数の削減こそが真の働き方改革になると締めくくりました。

・佐々木大原記念労働科学研究所慢性疲労研究センター 上席主任研究員／理学博士
「疲労を進展させるのはストレス。睡眠は疲労の最終的な回復過程。疲労は労働時間だけが問題ではない。教員は感情労働者」を前提として、教員の変形労働時間制が導入されると、残業時間が増え、感情労働時間が増え、早出残業が増え睡眠に影響を及ぼす。特に交感神経に関係するレム睡眠に影響を及ぼし、脳・心臓疾患のリスク

が高くなる。また、情動ストレス解消の機能を持つレム睡眠に影響を及ぼし、精神疾患のリスクが高くなる。したがって、1年間の変形労働時間の導入は問題である。と医学的側面から発言しました。

・全国大学高専教職員組合附属学校部部長黒川陽司(神戸大学)

国立大学付属での導入は9割を超えている。4時間、6時間、10時間労働などの勤務パターンを作り、長期休業中に0時間勤務でバランスを取っているが、実際は大会などが重なり、実質的には働いている状況です。日々の休憩時間も書面上は設定されているが、ほとんど休憩できてはいない。勤務実態調査でも多くは加重労働になっている。根本的な解決は、業務量を減らすと同時に正規教員の増加が必須である

・全教教育財政部長 波岡友朗
教職員定数を定めた標準法が、各学校で必要とする教職員を十分に配置できていない状況を明らかにするとともに、「通級指導」「日本語指導」等の基礎定数化は、国民的な要求が高まった結果であることを示しました。

【意見発表・活動報告】
リレー報告を受け、発言がありました。
・この3月で教員を退職しました。このままでは子どもたちに本当に大切なことを伝えることができないと思ったからです。教員は疲弊しきっています。でも誰もが頑張っています。教員の数を増やすことはその一助になります。
・子どもたちが好きで先生になった人たちが、疲れて学校の仕事が十分にできないという声をよく耳にします。聞いてみると先生のやる仕事が多すぎます。先生をふやし子どもと向き合う時間を確保してください。そのために、予算を教育に回してください。



会終了後、上野公園までパレードをおこないました。



戦争法は廃止！日韓の「憎しみ苦しみより友好を！」 安倍政権の改憲NO！ 9・19集会とデモ



隔月でおこなわれている名古屋栄での集會に、毎回愛教労は参加しています。この日はあの戦争法案が可決されてから4年目の屈辱の日です。勤務を終えた人たちが久屋広場に集まりました。全体で500名の集會で、愛教労から15名が参加しました。

スピーチは、安倍内閣の改憲状況を名古屋大学の愛敬浩二さんと日韓問題の中心点、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会の高橋 信さんでした。共同行動代表の中谷弁護士からのトリエンナーレと報道の不自由展をめぐる情勢報告の後、デモ行進をしました。「戦争法は今すぐ廃止！」「憲法壊す安倍はやめろ！」

地域手当を10.5%から8.5%に引き下げ(愛知県だけ?) それを原資に「中高年齢層の賃金減らし、若者に」配分

愛知県人事委員会が勧告を出しました。地域手当を引き下げ、それを原資として給料表を改悪です。高齢層の生活破壊が進みます。今後この勧告をもとに、例年ですと10月末から賃金等の交渉に入ります。愛知県教委「多忙化解消プラン」の着実な取り組みについては評価できます。



■勧告内容の骨子

- ・月例給 較差504円、0.13% 給料表を引上げ! ※ 初任給を始め若年層の給料月額を引き上げ
- ・一時金 0.05月分増で4.50ヵ月へ! ※ 勤勉手当に配分
- ・住宅手当 国同様の改定 ※ 5万9千円2百円未満は減額
- ・地域手当 8.5%に引下げ ※ 2%の引き下げ

◇ 高齢層職員の給与

・「定年の引上げが行われる場合の高齢層職員の給与については、人事院の意見の申出の内容を踏まえて制度を設計していく必要がある」

◇ 教員給与の取扱い

・「メリハリのある教員給与体系の実現に向け、教員給与の在り方については、引き続き国や他の地方公共団体の動向等を注視しつつ検討していく必要がある」

◇ 超過勤務の解消

・「教員の長時間労働の是正については、『教員の多忙化解消プラン』における取組を着実に進め、また、『公立学

校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン』について適切に対応する必要がある」

◇ 会計年度任用職員制度

・「地公法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行を控え、会計年度任用職員制度の円滑な導入など、法改正の趣旨に沿った必要な措置を講じていく必要がある」

◇ 定年引上げ

・「高齢層職員の一層の能力及び経験の活用、並びに組織活力の維持・向上を図るため、定年の引上げを行うとした場合の課題について、本県の実情を十分に踏まえ、引き続き検討していく必要がある」

～豊橋市教委と部活動問題で懇談～

「小学校部活動は学習指導要領にもありませんから」(豊橋市教委)

愛教労は10/1(火)に豊橋市教委と部活動問題で懇談をしました。豊橋市は3年前から、中学校の朝練習を禁止しました。そして、今年、小学校部活動廃止の方針も出しました。中学校部活動の朝練習の禁止は、その後県下の各地に広がっています。どうしてそのような方針を出したのか、その後の様子はどうか伺ってきました。

組合側: 中学生の朝練習禁止はどのような流れから出てきたのですか?

豊橋市教委: 何年も前から検討委員会を立ち上げて議論をしてきました。そこには医師会の代表も入っています。つまり、生徒の健康面にも着目して朝練禁止の方針を出しました。

組合側: その後の反応はどうですか?

豊橋市教委: 保護者からは「朝食をゆっくり食べることができるようになった」「子どもが疲れを見せないようになった」と、好意的意見が多数寄せられています。

組合側: 小学校部活動廃止についてはどうですか?

豊橋市教委: もともと小学校部活動については学習指導要領にもありません。また、小学校教員の意識に「部活動が負担」というのが1番にありましたから取り組みました。

懇談を終えて

豊橋市では10年前から部活動問題検討委員会を立ち上げて改革に乗り出していました。そのような長年の動きがあったからこそ今回の決定に至ったことがよく分かりました。

豊橋市の「部活動指導の手引き」には、部活動の意義など記載の中で、以下のような重要な項目が入っています。

- ① 始業前の活動は禁止
- ② 小学校部活動のはいし
- ③ 中学校教員は自分の勤務校でクラブチームを立ち上げることは認めない

組合の立場としては「教員の働き方改革の視点から部活動の縮小・廃止」の運動をさらに進める必要性を感じました。

(O.A)

